

熊本県国民保護計画の変更（概要）

【主な変更点】

1. 本部室の体制強化

熊本県地域防災計画に基づく災害対応体制との整合や、熊本県国民保護共同図上訓練における本部室の業務を踏まえ、緊急事態連絡本部及び国民保護対策本部にそれぞれ設置される「本部室」の事務を総括する室長（危機管理監）を補佐する室次長に危機管理防災課長に加えて「消防保安課長」を充てることを明記。【第3編-第1章・第2章関係】

2. 国の「国民の保護に関する基本指針の一部変更」に伴う関係部分の変更（軽微なものを除く）

(1) 「基本指針に示されたNBC攻撃の場合の対応」のうち「核兵器等」について、避難住民等の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染などの必要な措置を講じることを明記。

【第1編-第5章-1関係】

(2) 「武力攻撃原子力災害への対処」のうち「住民の避難等の措置」、「安定ヨウ素剤の配布」、「食料品等による被ばくの防止」について、熊本県地域防災計画（一般災害対策編・原子力災害対策計画）に定められた措置に準じて行うことを明記。

【第3編-第7章-第2-1関係】

3. その他軽微な変更

(1) 「県の地理的、社会的特徴」に記載する人口、医療、農業、観光など各種統計の数値を直近のものに更新

【第1編-第4章関係】

(2) 国の「国民の保護に関する基本指針の一部変更」に伴う軽微な変更（避難に当たって配慮すべき事項、避難施設の指定、訓練等）

【第2編-第1章・第2章、第3編-第4章-第2関係】

(3) その他計画に記載された県の組織、関係機関、法令等の名称等について追加、修正等